

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: ノウハウ提供者の保証責任

日本企業がその保有ノウハウを中国企業に供与する取引は、従前より頻繁に行われてきました。日本企業が支配権を有する子会社等のみでなく、近時は、こうした支配関係がない中国企業にノウハウを提供する取引も増加しています。この場合に、従前から、「技術輸出入管理条例」が定める技術提供者に課せられる保証等の責任が議論され、これにどのように対処すべきかが現在でも重要な問題となっています。今回は、中国の技術譲渡取引（ノウハウ提供取引）における技術提供者の責任について、検討します。

Q: 当社（A社）は、当社と資本関係がない中国資本の会社B社に対し、当社が保有する当社製品の製造ノウハウを提供し、その使用を許諾する契約の締結を検討しています。B社とは、ロイヤリティ等の契約条件については合意したのですが、当社の技術提供者としての責任として、次のような事項を定めることを主張しています。

- （1）当社が提供する技術が完全で、誤謬がなく、有効で、これにより中国の法令及び標準並びに当社が定める品質目標を達成することができることを明確に保証すること。
- （2）上記の保証に反して、ノウハウの使用許諾を得てB社が製造した製品が中国の法令及び標準が定める品質標準及び当社が定める品質標準に達することができず、B社に損害が生じた場合（第三者からの賠償請求に対する賠償額を含む。）には、当社は、当該損害を完全に賠償する義務を負うこと。
- （3）上記の当社の責任は、契約が終了した後も、関係する請求権が時効により消滅するまで継続して負うこと。

上記のB社の主張は、「技術輸出入管理条例」第15条を根拠とするものと思われるのですが、上記の内容は、当社は、B社が製造する製品について、時効が完成しない限り、製造者としての責任を負うのと同じ責任について保証を求めるように思われます。上記第15条は、このような責任まで技術提供者に対して課しているのでしょうか？

A: 結論からいうと、本ケースのB社の主張は、中国の関連法令中の条項の合理的な解釈として、あながち不当なものとはいえないと考えます。B社がどのような理解に基づき、本ケースの主張をしているのか判断は困難なのですが、上記の法令の合理的解釈を前提とすると、A社が懸念するような「B社が製造する製品について、時効が完成しない限り、製造者としての責任を負う。」ということを要求するものではなく、あくまでA社が提供するノウハウについて、当該ノウハウに係る権利が法的に有効で、かつ、これを使用することにより、約定した品質標準を満たす製品製造が可能となるはず、というノウハウ自体の無欠陥の保証と考えることができます。ただし、B社が上記のような理解をしているかどうかは定かではありませんし、また、ノウハウ提供者の保証責任についての中国における解釈も一定しませんので、実際の契約においては、できる限り、A社の責任の範囲を特定し、かつ、限定しておく約定を設けておくことが肝要です。

1 中国の関連法令の規定

B社は、おそらく「技術輸出入管理条例」第25条の規定、即ち、「技術輸入契約の譲渡人は、提供する技術が漏れがなく、誤謬がなく、有効で、約定した技術目標を達成することができることを保証しなければならない。」を根拠として本ケースのような主張しているようです。また、「契約法」第349条は、「技術譲渡契約の譲渡人は、自己が提供した技術の適法な所有者であることを保証し、かつ、提供する技術が漏れがなく、誤謬がなく、有効で約定した目標を達成することを保証しなければならない。」と規定し、「技術輸出入管理条例」第25条とほぼ同様の内容を定めています。

なお、「技術輸出入管理条例」が施行される前の技術輸入に関する法規である「技術導入契約管理条例」第6条は、「提供者は、自己が提供した技術の適法な所有者であることを保証し、かつ、提供する技術が漏れがなく、誤謬がなく、有効で約定した目標を達成することを保証しなければならない。」と規定していますので、現行法に見られる上記の技術提供者の保証に係る規範は、少なくとも「技術導入契約管理条例」の施行日である1985年5月24日以後、中国国外からの技術輸入について、同様に適用規範とされていました。

2 技術譲渡人の保証責任

「契約法」第349条については、一部の識者において、次のような解釈がなされています。

- (1) 技術譲渡契約における譲渡人の保証責任は、貨物売買契約における瑕疵担保責任と似ている。その目的は、譲受人の技術成果に対する所有又は使用が技術成果自体の状況又はその権利面の問題により阻害されないことを保証することである。
- (2) 「提供した技術が漏れがなく、誤謬がない」とは、契約の約定と完全に一致し、かつ、欠陥が存在しないことを保証することである。特許権の譲渡契約、特許実施許諾契約においては、譲渡人は、特許権に次に掲げる欠陥が存在しないこと、即ち、当該特許権が物権又は質権の制約を受けないこと、当該特許権の実施が別の現存する特許権による制限を受けないこと、特許の先使用权が存在しないこと、強制実施許諾が存在しないこと等である。これらの事由がある場合には、特許侵害の訴えにより特許権の保護範囲は制限を受け、特許権は無効であると宣告されるため、例えば契約締結後に発生した場合においても、技術成果は完全なものではなくなる。また、当然、様々な契約において、例えば独占実施許諾と通常実施許諾では、譲渡人の保証の程度が異なる。
- (3) 「自らが提供する技術の有効性」とは、譲渡人が次に掲げる内容を保証することである。即ち、特許出願前に、自身がその発明を使用しておらず、又はいかなる方式によってもそれを公開したことがなく、当該特許の有効性が特許権者自身の行為により否定されることがないこと、他人に成りすました特許番号又は成りすましのその特許が特許局に認可された事実が存在しないこと、当該特許が確かに譲渡人自身の労働により取得されたものであること、当該特許がその当事国の範囲内で新規性を備えていること、実施許諾の行為が他人の特許権を侵害すると告発された場合には、訴えを提起し、及び他人の干渉を排除し、譲受人が技術対象物を実施する権利を行使できるようにしなければならないこと、許諾契約における特許権が他人に侵害された場合には、譲渡側がその人に対して訴訟を起こし、又は応訴する義務を有すること、譲渡側が特許出願費用、特許維持費用、審査費用及び特許年金を納付しなければならないことである。ノウハウの譲渡においては、技術秘密が事実上の独占状態にあることを保証しなければならない。

3 技術譲渡人の保証責任の考察

- (1) まず、前記引用した「契約法」第349条の解釈は、それ自体読んでもその内容は判然としません(なお、同条に関する解釈や論考は更に判然としないものが多く、まずは前記解釈を引用しました。)。その全体趣旨を見るに、技術提供者は、提供する技術について契約の約定と完全に一致する技術を提供しなければならず、当該技術について法律上の欠陥がないことを保証しなければならないことを求めるもので、少なくとも、例えば、当該技術の使用による事業上の収益の達成や、技術を使用した製品についての全ての品質欠陥についての責任を求めるものではないようです(法的な理

解としては当然のことなのですが・・・)。

- (2) 実際に「契約法」第 349 条が争われた裁判例を見ると、技術について特段の契約上の定めがない場合に、「契約法」第 62 条が定める品質の要求が明確でない場合の規範、即ち、国家標準があるものについて当該標準を満たし合格製品を生産することができたか否かで「契約法」第 349 条に定める技術提供者の保証が履行されたか否かを判断するもの、実用新案特許の譲渡契約において「・・・特許のいずれかの原因により同業種の製品に生じた結果については、甲が全ての責任を負う。」との約定について、「その含意は譲渡した特許権が適法で、有効であり、権利としての欠陥がないこと」として、「契約法」第 349 条に基づく技術提供者の保証責任は、一定の期間内に特許製品を製造することができるといった実用性を保証するものではないと判示したもの等が複数見られます。即ち、「契約法」第 349 条の技術提供者の保証責任は、当事者間に特段の約定がなければ、ノウハウにおいては国家標準等の規範に適合する合格製品を製造することができるという点で、特許権等についてはその権利が否定されるような瑕疵がないという点で、それぞれ保証責任の履行の有無を判断する傾向があるようです。
- (3) ノウハウとは、一般的には、営業秘密の総体と解されるので、中国法上は、公衆が知らず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、権利者が秘密保持措置を講じている、技術情報及び経営情報と定義されます。ノウハウの権利の有効性の保証について、前記引用の解釈では「技術秘密が事実上の独占状態にあることを保証すること」と説明していますが、そもそも「事実上の独占状態にあること」の趣旨が不明で、結局は、上記の「及び」を敷衍したものにしすぎないとも思えます。上記の裁判例から推察するに、ノウハウについての上記「及び」の要件は、結局、当事者の約定又は約定がない場合には「契約法」第 62 条の規定により、当該技術について保証した品質を達成しうかどうかの状態の保証として扱われていると考えることもできます。

4 技術提供者の保証責任の期間

「契約法」第 151 条第 2 項は、売買契約における目的物の品質保証期間について、当事者間において約定がなければ目的物の受領日から 2 年と規定しています。また、同法第 174 条は、その他の有償契約について規定がない場合には売買契約の関係規定を参照する旨を規定しています。「契約法」第 349 条の技術提供者の保証責任については、その保証期間について特段の規定がありませんので、上記の売買契約における保証期間の規定が適用されるか否かが問題となります。この点、技術提供者の保証責任について、「契約法」第 151 条第 2 項が適用されるとする解釈は見当たらず、おそらく多くの識者において、その適用は否定的に解釈されているのだと思います。おそらくそれは、技術についての権利としての欠陥は、事後技術譲受人により甘受されるという性質のものではなく、故に、「契約法」第 349 条の技術提供者の保証責任の規定は強行性を有すると解釈されていること、ノウハウにおいては、そもそも合格製品を製造すること自体が保証責任の内容を構成し、売買におけるような「目的物の受領」という概念自体を容れることができないこと、といったことが理由とされているのではないかと思います。

5 本ケースにおける考察

本ケースにおいて、B 社は、ノウハウ提供者である A 社の責任として、「中国の法令及び標準が定める品質目標を達成することができること」を求めています。仮に、対象となる製品について、中国の強制標準（国家標準）があるのであれば、これを満たさない限り、中国国内で製品の販売をすることができない（その販売行為は「標準化法」等の法規により違法な行為となる）ので、これにより求められるノウハウ提供者の保証は、「技術輸出入管理条例」第 25 条や「契約法」第 349 条の合理的な解釈に矛盾していないと考えます。また、「当社（A 社）が定める品質目標を達成することができること」という要求は、その詳細が分からないのですが、ノウハウの提供に関する契約において、A 社の品質標準等が示されるのであれば、契約当事者が約定する当該品質標準を契約に取り込む合意としてその合意の有効性は否定することができませんし、また、その要求も一般的な取引感覚からは合理的であると思われます。

また、上記のような品質標準を満たすことができない場合のA社の責任ですが、B社が主張する(2)の内容も、上記の(1)の主張の有効性や合理性を前提とするとあながち不当な主張とも思われません。

更に、A社の保証責任の消滅についても、仮に、A社の提供するノウハウ自体になんらかの欠陥があり、所定の品質標準を満たすことができないノウハウであった場合には、前記のように、当該保証責任が一定の期間の経過により消滅するという明確な根拠がない以上、上記の品質標準を満たすことができないという技術の欠陥がB社にもたらした損害として製品について第三者から受けた賠償請求に係る(合理的な)損害を含めてA社に賠償を求める主張も、あながち不当な主張とも思われません。

以上によると、B社の主張は、法的にはまったくおかしい主張とはいえない可能性があります。

6 契約上の対応

上記のとおり、B社の主張がまったくおかしい主張とはいえないとしても、B社においてA社と同様の理解をし、将来、A社に対する保証責任を合理的に追求するかどうかは、別の問題です。前記の「技術輸出入管理条例」第25条や「契約法」第349条の理解を前提として、契約交渉の過程でできる限り共通の理解を得られるよう意思疎通を図るとともに、ノウハウの提供に関する契約においては、当該理解に基づき、次のような点を明記して、事後の紛争に備えることが肝要だと思います。

- (1) 提供するノウハウの範囲を、製造する製品、提供する文書・技術役務等により明確に限定すること。
- (2) 技術提供者の技術の提供により達成すべき技術目標については、例えば、製品に適用される中国の国家標準を満たし、適法に製品を中国国内で販売することができること等、その基準を明確に規定すること。
- (3) 上記の技術目標の達成を確認するプロセス、例えば、製品を上市する前の試作段階で、国家標準を満たすことを契約当事者双方が検証し、これを確認書等で文書化するといった事後証明可能なプロセスを規定してこれを実行すること。
- (4) 上記(3)の合格製品の製造により、技術提供者の保証責任は履行されたとする裁判例の理解に従い、一旦は、上記(3)のプロセスを経た場合には、技術提供者の保証責任の履行が完了し、事後は、技術受領者自身の責任で製品の製造・販売事業を遂行することを明記すること。
- (5) 仮に、事後的に提供したノウハウ自体に欠陥があり、技術受領者に損害が生じた場合(保証責任の顕在)を想定して、生じた事態が確かにノウハウ自体の欠陥を原因とする場合の要件等をできる限り明確にしておくこと。例えば、次のような事由がないことを当該保証責任の履行の要件としておくこと。
 - 当該事由が、技術受領者がノウハウを使用して改良した改良技術の使用に起因して生じたものではないこと。
 - 当該事由がノウハウを本契約に定める条件、技術資料及び技術提供者からの指示に従わないで技術受領者が使用したこと起因して生じたものではないこと。
 - 当該事由が、技術提供者が提供していない技術等とノウハウとを組み合わせたことに起因して生じたものではないこと。
 - 当該事由が技術受領者の中国の法令に反する違法な事業の実施又は違法行為、行動により生じたものではないこと。
- (6) 更には、上記の事由の立証の責任を技術受領者に課す約定、発生事由に関する証拠文書等を提供すること、一定の期間内に賠償の請求をすること等を明記して、技術提供者が保証責任を履行すべき条件を明確にすること。

以上

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
外国法研究員 封 震

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

[経済]

全人代 2013 年のGDP成長率目標 前年同様 7.5%前後に設定

温家宝総理は、5 日に開幕した全国人民代表大会(全人代：日本の国会に相当)で行った政府活動報告で、2013 年のGDP 成長率目標を 2012 年と同様の 7.5%前後に設定し、「持続的で健全な発展」を目指すことを明らかにした。7.5%の成長率について、雇用の拡大や民生の改善、経済発展方式の転換に向けた安定した環境作りに必要であり、また、土地・資本・労働力等の生産要素の供給能力と資源・環境の許容能力とのバランスを考慮した適切な目標値であるが、達成には相応の努力が必要との認識を示した。また、具体的な経済発展戦略として、個人消費の促進を通じた内需拡大、投資の質の最適化を挙げている。消費者物価上昇率(CPI)については、主要先進国の金融緩和による輸入インフレ、中国国内の土地・人件費上昇等、依然としてインフレ圧力が大きいとの懸念から、目標を昨年の上昇率 2.6%から 3.5%に引き上げた。金融政策については、「穏健な金融政策」を継続しつつ、経済成長の促進、物価の安定、金融リスクの防止という三者のバランスをとっていくことを強調し、マネーサプライ(M2)の伸び率目標を前年の 14%から引き下げ 13%とした。

<2012年と2013年の主要経済指標比較>

項目	2013年		2012年	
	目標	実績	目標	実績
国内総生産(GDP)成長率	7.5%前後	7.8%	7.5%	7.8%
消費者物価上昇率(CPI)	3.5%前後	2.6%	4%前後	2.6%
マネーサプライ(M2)伸び率	13%	13.8%	14%	13.8%
財政赤字	1兆2,000億元	8,502億元	8,000億元	8,502億元
都市部1人当たり可処分所得	(経済成長に比例して増加)	24,565元	(経済成長に比例して増加)	24,565元
農村部1人当たり純収入	(経済成長に比例して増加)	7,917元	--	7,917元
都市部新規雇用者数	900万人以上	1,266万人	900万人以上	1,266万人
都市部登録失業率	4.6%以下	4.1%	4.6%以下	4.1%
保障性住宅の建設(完工戸数)	470万戸	601万戸	500万戸	601万戸

(出所：中国中央人民政府、中国国家统计局、中国人民银行、中国財政部発表データに基づき作成)

2月の主要経済指標 CPIは前年同月比+3.2% 上昇幅は前月比 1.2 ポイント拡大

国家统计局の9日の発表によると、2月の消費者物価上昇率(CPI)は前月から上昇幅が1.2ポイント拡大して前年同月比+3.2%となった。品目別では、食料品が春節(旧正月)の影響を受け、前月から3.1ポイント拡大して同+6.0%となり、物価押し上げの主因となった。食料品の内訳は、卵、野菜、水産物、肉類がそれぞれ同+19.7%、+10.0%、+7.7%、+5.3%と大幅に上昇。工業生産者出荷価格(PPI)は▲1.6%と引き続き前年同月比マイナスで推移しているが、下落幅は昨年9月を境に縮小傾向にある。1-2月の社会消費財小売総額は2012年通年の+14.3%から+12.3%に減速。1-2月の工業生産(付加価値ベース)も2012年通年の+10.0%から+9.9%に鈍化し、2ヶ月振りに10%を下回った。一方、1-2月の固定資産投資は2012年通年の+20.6%を0.6ポイント上回り、+21.2%に増加している。税関総署の8日の発表では、2月の輸出入総額は前年同月比+1.0%の低調な伸びとなった。うち、輸出は同+21.8%と高水準だったのに対し、輸入が同▲15.2%と大幅に減少した。但し、今年は2月に春節の大型連休があった為、春節による季節要因を除いた1-2月の累計では、輸出入総額は前年同期比+14.2%、輸出は同+23.6%、輸入は同+5.0%の伸びとなっている。なお、1-2月の貿易相手国・地域別では、日本との輸出入が前年同期比▲8.2%、うち、輸出は同+0.2%、輸入は同▲15.5%と、輸入の落ち込みが顕著となっている。また、EUとの輸出入が同+3.2%と1桁台の伸びに留まった一方、ASEANは同+22.0%、米国は同+14.8%と共に大幅に拡大している。

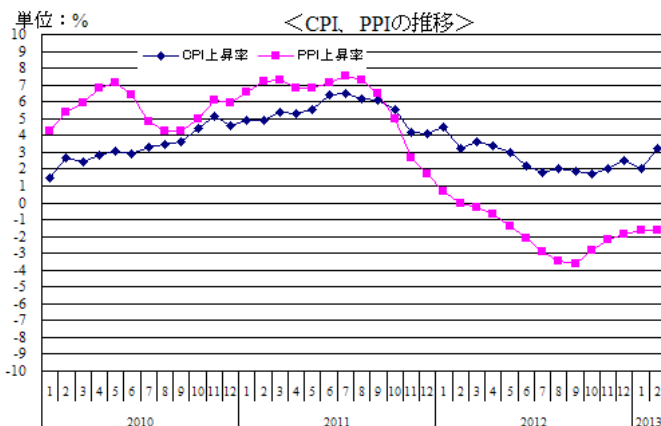
<2月の主要経済指標>

項目	金額	前年比(%)
固定資産投資(除く農村企業投資)*	(億元) 25,676	21.2
第一次産業	(億元) 336	37.4
第二次産業	(億元) 10,293	15.6
第三次産業	(億元) 15,047	25.0
民間固定資産投資*	(億元) 15,777	24.6
工業生産(付加価値ベース)**	-	9.9
社会消費財小売総額	(億元) 37,810	12.3
消費者物価上昇率(CPI)	-	3.2
工業生産者出荷価格(PPI)	-	▲1.6
工業生産者購買価格	-	▲1.9
輸出	(億米ドル) 1,393.7	21.8
輸入	(億米ドル) 1,241.2	▲15.2
貿易収支	(億米ドル) 152.5	-

*：1～2月の累計ベース。

**：独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

(出所：国家统计局等の公表データに基づき作成)



【貿易・投資】

山東省 3 月 1 日より最低賃金を 1,380 元に引き上げ

山東省人民政府は 2 月 27 日付の通知で、同省の月額最低賃金を 3 月 1 日より従来の 1,240 元から 1,380 元に引き上げると発表した。現在までに発表されている最低賃金の水準を見ると、最高額は深圳市(広東省)で 1,600 元、次いで広州市(広東省)1,550 元、浙江省 1,470 元、上海市 1,450 元、北京市 1,400 元、これに山東省が続いており、いずれも東部地域が上位を占めている。

各都市の最新の最低賃金については下記リンクよりご覧頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/313031301.pdf>

【金融・為替】

2 月の人民元新規貸出増加額 前年同月比 907 億元減少の 6,200 億元

人民銀行の 10 日の発表によると、2 月の人民元新規貸出増加額は前年同月比 907 億元減少、前月比 4,500 億元減少の 6,200 億元となった。2 月の社会融資規模(注)は前年同月比 228 億元増加の 1 兆 700 億元だった。2 月末時点のマネーサプライ(M2)は前年同月比+15.2%の 99 兆 8,600 億元となり、伸び率は対前月末比では 0.7 ポイント下落したものの、対前年同月比では 2.2 ポイントの上昇となっている。同時に発表された 2 月のクロスボーダー人民元決済額は、経常項目が 2,655 億元、うち、貨物貿易が 1,871 億元、サービス貿易及びその他が 784 億元。資本項目が 163 億元、うち、対外直接投資が 8 億元、対内直接投資が 155 億元となった。

(注)：社会融資規模 = 人民元貸出+外貨貸出+委託貸出+信託貸出+銀行引受手形+企業債券+非金融企業株式融資+保険公司賠償+投資用不動産+その他

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	
2013.03.04	6.2255	6.2244~6.2298	6.2251	0.0014	6.6483	-0.0666	0.80246	0.0001	8.0947	-0.0511	4.3000	2379.38	-90.15
2013.03.05	6.2221	6.2209~6.2237	6.2209	-0.0042	6.6912	0.0429	0.80207	-0.0004	8.1193	0.0246	3.1800	2434.88	55.50
2013.03.06	6.2171	6.2155~6.2187	6.2181	-0.0028	6.6646	-0.0266	0.80173	-0.0003	8.1130	-0.0063	2.9900	2456.71	21.83
2013.03.07	6.2188	6.2188~6.2219	6.2202	0.0021	6.6192	-0.0454	0.80192	0.0002	8.0972	-0.0158	2.5100	2432.66	-24.05
2013.03.08	6.2148	6.2140~6.2166	6.2147	-0.0055	6.5103	-0.1089	0.80115	-0.0008	8.1386	0.0414	2.4800	2426.81	-5.85

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

～現水準を中心としたレンジ推移を見込む～

今週の中国人民元は 6.22 挟みの堅調推移が続いた。中国人民銀行が設定する対ドル基準値は前週比人民元高となる 6.27 台～6.28 台前半で推移。8 日には 1 月中旬以来となる 6.272 まで切り上げられたのに伴い、6.2140 まで上昇している。中国人民銀行は、対バスケットでの人民元の安定化を図るため、ユーロ相場が上昇する局面では、人民元を対ドルで上昇させる傾向がある。7 日には ECB 理事会後にユーロ相場が上昇しており、8 日の基準値が切り上げられた背景にはこうした事情もあったとみられる。

8 日に発表された 2 月の貿易統計では、輸出が前年比+21.8%と前月(同：+25.0%)に引き続き大幅な伸びを記録した。春節のために営業日数が昨年より少なかったことを鑑みれば、かなり強い数字であると言える。だが、1 日に発表された 2 月の製造業 PMI では新規輸出受注が 2 ヶ月連続で景況の分岐となる 50 を下回っており、1 月、2 月に強い伸びをみせた輸出額との整合性がとれていない。今後も輸出が堅調な伸びを見せるかについては疑問も残るため、今後の動向に注視する必要がある。また、輸入は前年比▲15.2%と市場の予想以上に減少している。

中国では 5 日より全国人民代表大会(全人代)が開催されている。5 日に温家宝首相が行った政府活動報告では、経済成長目標が 7.5%に据え置かれた。「内需拡大」を見据えて購買力の向上に注力する方針を示しているほか、インフレ圧力への懸念にも言及していることから、当局は人民元相場の緩やかな上昇基調を維持しよう。もっとも、来週については全人代の会期中にあたり当局は人民元相場の安定を求めるとみられ、人民元相場の上昇は小休止するとみている。全人代の会期は 17 日まで。閉幕後には新首相による記者会見が予定されている。

(3月8日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。